

令和4年度支部別収支(暫定版)

資料3

(単位:百万円)

		富山支部	(参考) 令和3年度
収入	保険料収入	98,520	97,033
	一般分	98,506	97,018
	その他の収入	157	191
	債権回収以外	58	95
	債権回収	99	96
計		98,678	97,224
支出	医療給付費(国庫補助を除く)(調整後)	52,032	50,900
	医療給付費(国庫補助を除く)(A)-(B)	51,507	50,672
	医療給付費(A)	51,507	50,672
	災害特例分(B)	-	-
	令和2年度の協会手当分(B1)	-	-
	波及増分(B2)	-	-
	年齢調整額	▲ 721	▲ 875
	所得調整額	1,246	1,104
	現金給付費等(国庫補助等を除く)	5,316	4,987
	前期高齢者納付金等(国庫補助を除く)	34,493	36,027
	業務経費(国庫補助を除く)	1,511	1,470
	一般管理費(国庫負担を除く)	787	543
	その他支出	390	383
	令和2年度の収支差の精算	237	▲ 33
	令和2年度のインセンティブ	▲ 530	▲ 585
加算額	71	72	
減算額	▲ 601	▲ 656	
計	94,236	93,691	
収支差	計	4,441	3,532
	全国平均分	4,409	3,071
	地域差分	33	461

※ 端数処理の関係で百万円単位での合計額、差額が合わない場合がある。

- (注) 1. 債権回収は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。
2. 年齢調整額、所得調整額のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。
3. 医療給付費は、東日本大震災等による窓口負担減免措置に伴う令和4年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。
4. (B1)は、健康保険法施行規則第135条の2の2第2項第1号に基づき、東日本大震災に伴う令和2年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A)から控除するものである。また、(B2)は、東日本大震災に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分(国庫補助を除く。波及増分)を表す。
5. 「令和2年度の収支差の精算」は、令和2年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算(健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの)を表す。
6. 「インセンティブ」は、令和2年度の都道府県支部ごとの取組実績に対する加減算額(健康保険法施行令第45条の2第1号口及び二並びに健康保険法施行規則第135条の5の2に基づき行うもの)を表す。
7. 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災による窓口負担減免措置に伴う波及増分(B2)が暫定値であるため、数値は今後変わらう。

【富山支部収支差の影響】

- 富山支部の収支差(地域差分)は33百万円のプラス(黒字)。収支差(地域差分)がプラスの場合、令和6年度の収入にその分が加算される(保険料率が下がる方向に反映される)。
- 上記の収支差(地域差分)について、総報酬額(令和4年度実績)を用いて保険料率を換算した場合、0.003%相当(参考値)となる。(収支差33百万円 ÷ 総報酬額(令和4年度実績)1,025,038百万円)
- ただし、令和6年度の保険料率算定時には、令和6年度の総報酬額の見込値を使用するため、実際の値とは異なる場合がある。